

後見センターレポート

vol.13（平成29年1月）



定期・定額預貯金に関して裁判所に提出を要する資料について

後見センターレポートvol.10（平成28年2月）で、預貯金に関して裁判所に提出を要する資料についてお知らせしましたが、お問い合わせの多い「定期・定額預貯金」に関して裁判所に提出を要する資料について、改めて詳しくお知らせします。

1 初回報告の際に提出を要する資料について

(1) ゆうちょ銀行の定期・定額貯金について

初回報告の直近の時点における元利金額等明細書（内訳書）の発行を受けた上で（お近くの郵便局で、無料で発行を受けることができます。）、通帳の写しと共に裁判所に提出してください。ただし、後見等開始申立ての際に申立人が裁判所に元利金額等明細書（内訳書）を提出していた場合は、初回報告時に重ねて提出していただく必要はありません。

(2) ゆうちょ銀行以外の金融機関の定期預金について

初回報告の直近の時点における残高証明書の発行を受けた上で、通帳の写しと共に裁判所に提出してください。ただし、後見等開始申立ての際に申立人が裁判所に残高証明書を提出していた場合は、初回報告時に重ねて提出していただく必要はありません。

なお、ゆうちょ銀行以外の金融機関の定期預金については、その定期預金が初回報告時点において満期末到来の場合や、預け入れた店舗（金融機関の本店・支店等）における預入金額が額面100万円未満の場合は、例外的に、残高証明書の提出を不要としています。

2 定期報告の際に提出を要する資料について

(1) ゆうちょ銀行の定期・定額貯金について

報告期間の末日時点における元利金額等明細書（内訳書）の発行を受けた上で、通帳の写しと共に裁判所に提出してください。

(2) ゆうちょ銀行以外の金融機関の定期預金について

報告期間の末日時点における残高証明書の発行を受けた上で、通帳の写しと共に裁判所に提出してください。

なお、ゆうちょ銀行以外の金融機関の定期預金については、1年以内にその定期預金が更新されたことが通帳から明らかである場合や、1年以内にその定期預金の利息が普通預金口座に入金されていることが通帳から明らかである場合は、例外的に、残高証明書の提出を不要としています。

後見制度支援信託の利用状況について

後見センターでは、平成24年2月から後見制度支援信託の利用に関する運用を行っていますが、内部の統計資料によると、後見制度支援信託の利用件数（信託契約締結件数）は、平成28年12月末時点で約2500件に及んでいます。後見センターでは、今後も必要に応じ、後見制度支援信託が安全かつ簡易な財産管理手段であることをお伝えしていきたいと考えています。